第4章　方法書についての意見と事業者の見解

4.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

4.1.1方法書の公告及び縦覧

1. 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

(1)公告の日

令和 5 年 9 月 15 日（金）

(2)公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和 5 年 9 月 15 日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・岩手日報

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報みやこ（令和 5 年 9 月 1 日発行）

③ インターネットによるお知らせ

以下の URL に「お知らせ」を掲載した。

・株式会社タカ・クリエイト　ウェブサイト

https://takacreate.com/

また、以下のウェブサイトに情報が掲載された。

・岩手県のウェブサイト

・盛岡市のウェブサイト

・宮古市のウェブサイト

(3)縦覧場所

関係自治体庁舎 4 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・盛岡市若園町分庁舎　環境部環境企画課（岩手県盛岡市若園町 2-18）
・盛岡市簗川支所（岩手県盛岡市川目第 10 地割 78 番地 1）
・宮古市庁舎　エネルギー・環境部環境課（岩手県宮古市宮町一丁目 1-30）
・宮古市川井総合事務所（岩手県宮古市川井第 2 地割 186-1）

② インターネットの利用による縦覧

・株式会社タカ・クリエイト　ウェブサイト
https://takacreate.com/

(4)縦覧期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）から令和 5 年 10 月 14 日（土）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5)縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 名であった。

（内訳）盛岡市若園町分庁舎　環境部環境企画課		0 名
	盛岡市簗川支所	0 名
	宮古市庁舎　エネルギー・環境部環境課	0 名
	宮古市川井総合事務所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1)公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2)開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：令和 5 年 9 月 30 日（土）15 時 00 分から
・開催場所：盛岡市 簗川老人福祉センター
（岩手県盛岡市川目第 10 地割 78-1）
・来場者数：6 名

・開催日時：令和 5 年 10 月 1 日（日）10 時 00 分から
・開催場所：宮古市 門馬地域振興センター
（岩手県宮古市区界第 3 地割 32-20）
・来場者数：4 名

また、公告・縦覧開始後、現地の簗川自治振興会より要望をいただき、下記住民説明会を追加実施した。この説明会は簗川自治振興会向けとし、振興会より地域住民の方々へ直接周知いただいた。

・開催日時：令和 5 年 10 月 28 日（土）18 時 30 分から
・開催場所：簗川地区振興センター
（岩手県盛岡市簗川第 5 地割 35-4）
・来場者数：13 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1)意見書の提出期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）から令和 5 年 10 月 30 日（月）までの間とした。

（郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2)意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

② 当社への郵送又はメールによる書面の提出

(3)意見書の提出状況

合計 3 名の方から合計 3 通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は 27 件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者（名）	意見書数（通）	意見数（件）
1	1	12
1	1	6
1	1	9
合計 3 名	合計 3 通	合計 27 件

4.1.2方法書についての住民等の意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は 27 件であった。方法書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解は、表 4.1-1 のとおりである。なお、**ゴシック書体**で記載した箇所は、準備書の作成に当たり「方法書についての意見の概要と事業者の見解」の届出以降に対応の方針を追記した事項である。

表 4.1-1(1)　方法書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解

（自然保護団体）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	【1】貴重な自然環境の保全に関して 岩手県の北上高地には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野生動物が生息しております。特に盛岡市簗川地区から宮古市区界地区にまたがる事業実施予定地やその周辺地域は、多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、方法書 p.23 や p.103 にも示されているように、周囲には鳥獣保護区や同特別保護地区、区界高原自然環境保全地域、早坂高原青松葉山の生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)、北上高地緑の回廊、保安林など自然環境の保全に関わる様々な地域指定の網もかかっております。また少し範囲を広げると、貴重な自然環境の宝庫である早池峰国定公園や外山早坂県立自然公園なども存在します。さらに方法書p.69にも示されているように、環境省は環境アセスメントデータベース(EADAS)の「風力発電立地検討のためのセンシティビティーマップ」で、北上高地全体を注意喚起レベルA3に指定しております。また今回の方法書p.90には当該事業予定地周辺の植生自然度の区分図も示されておりますが、自然度5～8レベルの里山の自然環境まで含めると、この地域のほとんどは中程度以上の自然度を有しております。つまり当該事業予定地域には一年を通して多様な野生動物が生息しており、特に様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地として重要です。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、この地域の自然環境，特に鳥類の生息環境に重大な影響が及ぶ可能性が強く危惧されます。 従って当会は、貴社に対して当該地域における風力発電事業計画の白紙撤回を強く求めます。	動植物などの生息及び生育状況について、現地調査を実施し、これらの結果等を踏まえ、予測・評価をいたしました。また、環境影響については回避又は極力低減できるよう、計画を検討いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章　8.1.4　動物」、「第 8 章　8.1.5 植物」に示しました。**
2	【2】希少猛禽類の生息環境の保全に関して 当該事業予定地域やその周辺には、イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息しており、そのことは今回の方法書p.68のメッシュ図にも示されております。特にイヌワシとクマタカは環境省の「レッドリスト 2018」では絶滅危惧ⅠB 類、岩手県の「いわてレッドデータブック」では A ランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシ保護は今日の我が国の重要課題の一つになっていると言えます。岩手県には我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが生息しており、特に北上高地はイヌワシの高密度生	クマタカやイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類の生息状況及び飛翔状況について、現地調査を実施し、これらの現地調査結果等を踏まえて、予測・評価をいたしました。イヌワシについては、本事業地内の牧草地内が採餌場としての利用の有無等を把握するため、定点観察及びモニタリングカメラの設置を実施いたしました。採餌場としての利用は、調査期間中においては確認に至っておりません。また、事業地内においては営巣の確認に至っておりません。また、環境影響については回避又は極力低減できるよう、計画を検討いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**

	息地として日本国内に残された貴重な地域となっています。当会のこれまでの観察でも、当該事業予定地域を含む広いエリア内には複数のイヌワシのペアが複数箇所で営巣し繁殖しておりますし、餌場（狩り場）としての利用頻度も極めて高い地域です。このような地域に大型風力発電施設を建設することは、イヌワシの繁殖行動に多大なる悪影響を与える恐れがあります。風力発電施設は主に「バードストライク」と「風発施設の忌避により狩り場（餌場）が放棄されること」の 2 点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。そのうえ、北上高地には既に数力所の風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況下で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると、生息環境の一層の悪化を招くことになります。 従って当会は希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。	
3	(1)風力発電施設の設置は、山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛ぶ際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設やその周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。実際に岩手県内では、2008 年 9 月に釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しており、またかつてはイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておりません。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などを参考にし、イヌワシについては、本事業地内の牧草地内が採餌場としての利用の有無等を把握するため、定点観察及びモニタリングカメラの設置を実施いたしました。採餌場としての利用は、調査期間中においては確認に至っておりません。また、事業地内においては営巣の確認に至っておりません。また、バードストライク等の環境影響については回避又は極力低減できるよう、方法書段階の配置計画より見直しを行いました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
4	(2)貴社の方法書 p.7～p.8 に示されている通りに当該事業が進められると、山の尾根筋に最大高度 178.5m の 3 ブレード型風車 11 基が林立することになります。この 178.5m という高度は、これまでの種々の研究結果によりイヌワシの主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの可能性が高まります。既存の 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることは過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既に実証されております。釜石広域ウインドファームで発生したイヌワシのバードストライクも 3 ブレード型の風力発電装置によるものでした。 従ってこのような過去の事例を教訓とし、当該地域での風力発電事業計画を中止するよう強く求めます。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などを参考にし、最新の知見についても収集に努めました。イヌワシについては、本事業地内の牧草地内が採餌場としての利用の有無等を把握するため、定点観察及びモニタリングカメラの設置を実施いたしました。採餌場としての利用は、調査期間中においては確認に至っておりません。また、事業地内においては営巣の確認に至っておりません。また、バードストライクのメカニズムは解明されていない要素が多いと認識しております。本事業においては環境影響については回避又は極力低減できるよう、方法書段階の配置計画より見直しを行いました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
5	(3)当該地域付近の各所にイヌワシの繁殖地や採餌適地（狩場）が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっております。	イヌワシについては、本事業地内の牧草地内が採餌場としての利用の有無等を把握するため、定点観察及びモニタリングカメラの設置を実施いたしました。採餌場としての利用は、調査期間中においては確認に至っておりません。また、事業地内において

	これに関して、岩手県内で現在稼働している風力発電施設に近隣するイヌワシ営巣地では、繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域を忌避し、その結果として、近接するイヌワシの採餌適地（狩り場）が失われていると判断されます。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設の建設を避ける必要がありますので、方法書p.68に示されているイヌワシの分布メッシュ内での風力発電施設建設には強く反対いたします。	は営巣の確認に至っておりません。本事業においては環境影響については回避又は極力低減できるよう、方法書段階の配置計画より見直しを行いました。 **【準備書における対応】** **準備書「第8章 8.1.4 動物」に示しました。**
6	(4) (3)とも関連しますが、当該事業の計画の中で風力発電施設や付随して必要となる変電施設や送電網をどこにどのように設置するのかについて、今回の方法書 p.7 には「現在検討中」と記述されているのみで具体的な記述が見られません。またアクセス用の道路についても一般国道 106 号線からのアクセス道路 1 本のみの計画となっているようです。しかしこのような大規模工事の機材搬入や稼働後のメンテナンスのため、複数のアクセス用道路を設置するのは常識であろうと思いますし、その場合に想定される別ルートは今回の方法書に記述はありません。本来であればこれらの設置の造成・改変工事や施設の運用自体が当該地域の自然環境に悪影響を及ぼすはずですが、それにも関わらず今回の事業計画はこのように具体性や今後の見通しが欠けたものになっております。これでは事業規模を小さめに公表して自然環境に配慮しているように見せようとする意図があると受け止めざるを得ません。繰り返しとなりますが、イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設や関連施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。	工事関係車両の現実的なアクセス道路は、一般国道 106 号線からの道路（林道）のみであり、この道路を一部拡幅・改良等を行うことで工事関係車両の通行に支障がないような事業計画を作成しました。対象事業実施区域北東から北に延びる林道は道路幅も狭く、他地域へのアクセスにはかなりの距離を要するため、アクセス路とすることは現実的ではありませんので、設定しておりません。 **【準備書における対応】** **風力発電施設、アクセス用道路、変電施設、送電線については、準備書「第 2 章 2.2 対象事業の内容」に記載いたしました。**
7	【3】渡り鳥の生息環境の保全に関して 日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の鳥類調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった渡りのコースなども明らかになってきております。 実際に大型渡り鳥に発信器を装着して追跡したところ、北上高地がガンカモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが知られるようになりました。今回の方法書p.63～p.67などでもマガン・ヒシクイ・オオハクチョウや猛禽類の渡りの確認事例が記載されております。また当該地域には、環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されているオオジシギも渡来し、繁殖しております。重要な鳥類は方法書p.72に挙げられているミゾゴイ、ブッポウソウ、アカモズ、チゴモズに止まらず、p.75 に示される全ての鳥類が生息状況の把握の対象となるべきものです。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の撹乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。	現地調査において、鳥類に関しては、任意観察調査、スポットセンサス法による調査、渡りの移動経路調査等実施いたしました。これらの現地調査結果等を踏まえて、予測・評価を実施いたしました。環境影響については回避又は極力低減できるよう、方法書段階の配置計画より見直しを行いました。 **【準備書における対応】** **準備書「第8章 8.1.4 動物」に示しました。**

	従って当会は、ガンカモ類や猛禽類を含む多くの鳥類の生息地と渡りのコースの保全の立場より、貴社の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。	
8	(1)風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が、渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも知られております。そのためこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、事前の詳細な生息状況調査が特に不可欠ですし、過去の失敗事例に学ぶ保全対策の検討も欠かせません。しかし、方法書の p.52～p.53 や p.73 には(1)風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が、渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも知られております。そのためこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、事前の詳細な生息状況調査が特に不可欠ですし、過去の失敗事例に学ぶ保全対策の検討も欠かせません。しかし、方法書の p.52～p.53 や p.73 にはそれらに関する文献が含まれておらず、これらの問題点にきちんと向き合い解決しようとする姿勢が感じられません。またこの方法書の中には、実際にこの発電施設の稼働に伴うバードストライクの事前予測に関する検討や、仮にバードストライクが発生した場合の対応などに関する記述も見られません。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などを参考にし、鳥類に関しては、任意観察調査、スポットセンサス法による調査、渡りの移動経路調査等実施いたしました。これらの現地調査結果等を踏まえて、予測・評価を実施いたしました。バードストライクのメカニズムは解明されていない要素が多いと認識しております。しかし、公表されている過去の衝突事例も踏まえ、本事業においては環境影響については回避又は極力低減できるよう、方法書段階の配置計画より見直しを行いました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
9	(2)日本野鳥の会が 2016 年に実施した全国オオジシギ生息調査では、本州での生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。ここで方法書の資料 4 に示されているように、当該地域にはオオジシギが繁殖しており、私どもも長年その観察を継続しております。オオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし今回の方法書の中では、当該地域のオオジシギに特化した生息状況調査やバードストライクの可能性評価は検討項目に入っておらず、このままでは当該事業計画においてオオジシギの生息環境の保全への配慮は不十分であると言わざるを得ません。	現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象といたしました。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
10	(3)一般に鳥類は飛行により広い範囲を移動しますが、特に猛禽類は広い行動圏を有します。しかし方法書 p.225 や p.229～p.230 に示される「動物の調査位置」を見る限りでは、一般鳥類の調査範囲は当該事業計画地の近隣に限られ、行動範囲の広い猛禽類やガンカモ類でも、事業予定地域から距離的にほぼ 3km 以内の限られた範囲の調査に留まるようです。これに関して、方法書 p. 189 の専門家のご意見の中に「イヌワシが常時利用することは考えにくい」との文言がありますが、当該地域で調査範囲を少し広げるだけで、複数のイヌワシの営巣地が含まれるようになることをこの専門家はご存じなのでしょうか。そして当該地域で「時たまイヌワシが姿を見せる」という事実は、行動範囲の広いイヌワシが確実にこの地域を利用している証です。またここに示される鳥類の専門家のご意見の中には希少猛禽類以外の	現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象といたしました。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**

	鳥類に関するものが含まれておらず、ガンカモ類の渡りやオオジシギの繁殖などに関する言及が全くありません。このままでは当該地域の鳥類全般の生息状況の正確な把握は困難であるため、ここは北上高地の鳥類の生息状況に、より詳しい複数の専門家のセカンドオピニオンを聴取して、その意見を事業計画の中に積極的に取り入れていただく必要があります。	
11	(4) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や健康、さらに牧畜業などに悪影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られておりますが、それにとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては、近隣の住居等と風車の影や騒音に配慮する記述はところどころに示されているものの、低周波音を含む騒音が野生動物の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類の生息にどのような影響を及ぼすかという観点には全く触れておりません。また今後の計画の具体化に伴ってそれらに関わる調査も必要となるにも関わらず、そのような調査を実施するか否かについての記述も見られません。このままでは野生生物保護に関して環境影響評価に値する調査結果は得られ難いと考えられます。	風力発電機の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息に与える影響について、国や地方自治体等が採用している知見等においては、現状影響は無いものと認識しております。しかし、引き続き知見等の収集に努め、環境影響評価制度において、今後、国や地方自治体等より調査手法や指針等が示された場合においては、適切に対応いたします。
12	【4】風力発電施設の累積的影響に関して 近年は「面としての環境保全」の考え方に基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められております。そしてこの考えに沿う形で、この方法書のp.14～p.15には隣接する他の事業者の風力発電事業計画として 3 件、稼働中の風力発電事業が 1 件表示されております。しかしそれ以外に、北上高地の近隣地域において「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、その北側にはさらに多くの風力発電事業計画の予定地が並んでおります。また北東部に目を向ければ、「SGET 岩泉ウインドファーム事業」の建設工事がまさに開始されようとしております。 仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地を東西南北に縦・横断する風力発電施設の長い繋がりが生じることになり、鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は計り知れないものになると懸念されます。それにも関わらず、この方法書の中にはこれらの風力発電事業計画全体の累積的環境影響を科学的に評価しようとする方向性が全く示されておりません。今回の配慮書の通りに当該事業計画が進められれば、北上高地の広大な地域において、希少猛禽類の生息阻害やガン・ハクチョウ類の渡りルート遮断などの起こる恐れが十分に想定されます。	計画されている他事業者の事業計画については、10km 以上の離隔があるため、現段階では累積的影響としては、想定しておりません。

表 4.1-1(2)　方法書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解

(A 氏)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	1．P189：本事業区域は絶滅寸前のイヌワシの営巣地に近く、区界方面への飛翔ルートに当たるため絶対に認められないと、小生がヒアリング時に述べたが、そのヒアリング記録が全く記載されていない。別の専門家は事業区南東部直近の兜明神嶽にイヌワシがよくパーチしていたことをかつて述べていた。事業者に都合の良い助言内容のみを掲載するのは大きな問題がある。P189 の専門家は、「地形がなだらかなのでイヌワシが常時利用することは無い」と言うが、北上高地はほぼ全域がなだらかな準平原地形であり、そこに日本一多くのイヌワシが生息する。2008 年には準平原にある風車にイヌワシが衝突死している。イヌワシはなだらかな尾根上でも採餌活動を高頻度で行っており、クマタカは周囲の斜面林内を採食に主に利用し、尾根上には境界争いで出現する。	ご指摘いただきましたクマタカの尾根上の境界争いやイヌワシの採餌活動について留意し、現地調査について実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
14	2．P241：生態系上位性種としてクマタカを扱おうとしているが、本事業区域の全域が盛岡イヌワシの行動圏であることは別の専門家がかつて報告していた。それによれば、牧草地等が新たにできればイヌワシは行動圏を拡大すると述べている。今回の事業区には牧草地が多く含まれ、近傍の岩神山北西部などに大規模な伐採地が新たに創出済みで、さらに風車建設でヤードや取り付け道路ができればイヌワシが寄って来るのは必須である。また、上述のクマタカの生態的特性や p189 の専門家の意見から見ても、本事業における上位性種はイヌワシで無ければならない。	生態系上位性種としては、事業地周辺において営巣の可能性が想定されること、四季を問わず確認が想定される選定種として、クマタカを選定いたしました。方法書においては猛禽類調査を 1.5 か年としておりましたが、調査期間を見直し 2 年間といたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.6 生態系」に示しました。**
15	3．P214、p215 及び資料 16：猛禽類の調査範囲としてクマタカを主な対象として周囲 1.5km としているが、イヌワシでは少なくとも 6km は必要である(猛禽類保護の進め方改訂版 p15 の 2 行目)。さらに、最近の岩手県内の調査では営巣期で巣から 13km、非営巣期で巣から約 25km の範囲で活動していることが分かった。事業区北側では別の風力計画がいくつも進められており、これらとの累積影響を後発の本事業者自らが調査解析する義務がある。従って本事業者は、事業区域周辺半径 25km 内のイヌワシの行動内容を観察定点間隔 3km、定点数 70 カ所で少なくとも 2 年間は調査する必要がある。さらに、猛禽類保護の進め方では、繁殖成功年を含む 2 年間としていることから、確実に繁殖成功した年次の調査を含むものでなければならない。	猛禽類調査における出現状況等を踏まえた上で、生態系上位性種については、クマタカを選定いたしました。ご指摘のとおりイヌワシが生態系上位性種となる可能性も考慮し、現地調査を進めてまいりました。調査についてはイヌワシが本事業地内の牧草地内において採餌場としての利用の有無等を把握するため、2 年間の定点観察及び 1.5 か年のモニタリングカメラの設置を実施いたしました。調査期間中においては採餌場としての利用の確認には至っておりません。また、事業地内においては営巣の確認に至っておりません。本事業においては環境影響については回避又は極力低減できるよう、方法書段階の配置計画より見直しを行いました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
16	4．P161：事業区域の内外は大半が岩手県自然環境保全指針図における B ランクになっており、その多くがイヌワシの採食地である。風力発電が稼働開始になると、クマタカと同様に風車周辺半径 500m 程度（78.5ha）のイヌワシ出現数が極端に減少することが分かっている（姫神山、貞任和山高原）。従って、供用に当たって事業者は好適餌狩場が使えなくなった面積(11 台 x 78.5ha=864ha 内の好適採食地面積、及び風車列の巣から反対側でバリアー効果により使えなくなった面積)を求め、その分の代償措置として自ら純増で新たに創出供与する義務が生じる。種の保存法対象種であるイヌワシについて、法第 34 条に	現況についてはご指摘いただきましたイヌワシの採餌活動について留意し、現地調査を実施いたしました。定点観察及びモニタリングカメラの設置を実施いたしました。その結果、イヌワシについて採餌場としての利用は、調査期間中において確認に至っておりません。また、事業地内においては営巣の確認に至っておりません。現段階において、イヌワシに対する繁殖への影響については、低減できているものと想定しております。しかし、調査結果は、調査は限定的な期間であるため、今後も事業については、慎重に進めてまいります。

	は土地の占有者は種の保存に留意する義務があると明記されている。一方、事業区周辺の森林の大半は水源涵養保安林であり、岩手県の再エネ促進区域の除外区域であり代償措置を取ることができないため、実質、餌狩場は不足する事態になり、種の保存法に違反することになるのは明白である。	**【準備書における対応】** **準備書「第 8 章　8.1.4」に希少猛禽類の予測、環境保全措置を記載いたしました。**
17	5．本事業区直近に巣を構えるイヌワシについては、日本野鳥の会が購入した保護区一帯で、この 25 年間イヌワシ保護のための巣の補修や餌狩場の造成を数団体が共同で実施してきた。盛岡築川風力事業によりイヌワシが消失した場合には、風車の稼働停止や撤去など相応の責任を取って頂く。それでもイヌワシが戻らない場合には、本イヌワシ営巣地保護のために、盛岡市や野鳥の会等が購入した土地代約 9000 万円と数団体の保護管理経費 1000 万円、計１億円の損害が生ずることになり、賠償訴訟の対象になる。	本事業は、民有林等での計画を進めております。イヌワシについては、本事業地内の牧草地内が採餌場としての利用の有無等を把握するため、定点観察及びモニタリングカメラの設置を実施いたしました。採餌場としての利用は、調査期間中においては確認に至っておりません。また、事業地内においては営巣の確認に至っておりません。現段階において、イヌワシに対する繁殖への影響については、低減できているものと想定しております。しかし、調査結果は、調査は限定的な期間であるため、今後も事業については、慎重に進めてまいります。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章　8.1.4」に希少猛禽類の予測、環境保全措置を記載いたしました。**
18	6．ヒアリング時の小生の質問「風車から油が漏れる事故により牧草が使えなくなる。」について、そのような事故は無いと回答しているが、2017 年北海道桧山、2020 年下北六ケ所、2023 年能代沖などで油漏れ事故が発生しており、発生事実を隠蔽している。	私どもの関係している風力事業では、油漏れでの牧草が使えないような事象は把握しておりません。また、風車構造、性能を製作者、事業者の立場から精査して問題のない風車選定をしております。

表 4.1-1(3)　方法書に対する住民等の意見の概要と事業者の見解

（自然保護団体）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	1.計画は、区界高原近郊の山野開発で問題です。 事業計画地周辺には、区界高原、緑の回廊、鳥獣保護区、保安林もあり開発は疑問です。区界高原は長年、登山、自然観察会など地元住民に親しまれ、保全、利用されてきた地域です。計画は、これまで保たれてきた生態系、野生生物への影響(特に希少ワシタカ類のバードストライク、哺乳類(バットストライク)、昆虫類、植物)、工事による景観、森林伐採、残土処理、沢水の濁り、山野災害の懸念など問題が多い。地元に親しまれてきた地域の開発は、止めるべきです。	環境影響を回避又は極力低減できるよう、対象事業実施区域のうち「宮古市区界高原鳥獣保護区」と重複する領域については、除外いたしました。民有林の保安林内での事業計画では、関係部局との事前の協議を行いつつ、保安林活用を最小限となるよう十分配慮いたします。 **【準備書における対応】** **準備書「第 2 章 2.1.2」に事業計画の変更点を記載いたしました。**
20	2.計画地は盛岡市の希少猛禽類イヌワシの繁殖地近郊でもあり問題です。 岩手県は環境基本計画にイヌワシの繁殖率の目標値を掲げているが、達成困難な状況が続き目標値を低く変更、昨年の巣立ちは最低の１か所でした。岩手のイヌワシは、各地でペアの消失が増えており、危機的な状況にあります。計画が実施されると、この地域のイヌワシの絶滅も不思議ではない。イヌワシは全国で個体数の減少が著しく、増殖が難しい種であることから、生息地の開発は止めるべきです。この地域のイヌワシは、植林地も多く餌不足から採餌の範囲が広範囲であることが知られています。計画地周辺には、兜明神から岩神岳にかけては草地が広がり定期飛来の採餌場である可能性は高く、計画地周辺の観察記録もあります。 また、計画地周辺には複数のクマタカが繁殖している地域であることも問題です。計画地周辺では、ハチク	渡り鳥及び希少猛禽類のほか動植物について現地調査を実施いたしました。重要な種として選定した種については、予測評価を行い、その結果等を踏まえ、環境保全措置を講じることとし環境影響を回避又は極力低減できるよう配慮する計画といたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に記載いたしました。**

	マ、ノスリ、ガンハクチョウ類、小鳥の渡りも観察されています。区界高原にはオオジシギも繁殖している。大型風車は目立ち景観が悪い。県北の高森高原の風発で、コウモリ類の被害が出ています。計画地周辺にも、希少コウモリ類の記録があり、衝突が懸念されます。	
21	3.計画の3枚ブレード方式の風車は、バードストライクの要因です。 計画は、出力 46,200kw、1 基 4200kw(高さ 178.5m)の大型風車を 11 基立てる設置する計画は、地域の環境に与える影響は甚大です。特に尾根を,風を利用して移動するイヌワシ、クマタカなどには尾根上の高い大型風車は障害となります。2008年9月に釜石ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しています。 様々な方式の風力発電器機も開発されているが、計画の防護も無いむき出しのブレードではバードストライクを防ぐ手立てがありません。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。現地調査結果より、希少猛禽類等については年間予測衝突数を算出し、バードストライクへの影響について、予測・評価いたしました。本事業実施による影響について回避又は極力低減できるよう環境保全措置を検討いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に記載いたしました。**
22	4.山野災害が懸念されます。 風力発電は、各地で強風等による倒壊、ブレードの落下事故が報告されている。方法書には、工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量が記載されていな い。最近は温暖化による大型台風、グリラ豪雨、竜巻などによる山野災害が懸念されます。岩泉では台風 10 号の豪雨で甚大な被害がでている。災害の要因となる山野の開発計画は止めるべきです。	造成工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量については、準備書に記載いたしました。 今後、森林開発による山野災害の可能性の有無に関しては森林法に基づく許認可制度において適切に審査されるものであり、本事業の造成計画においても防災上の観点から対策が十分講じられているか否かについて、審査頂くものと考えております。 **【準備書における対応】** **準備書「第 2 章 2.2.6」に事業計画を記載し、森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量を記載いたしました。**
23	5. 累積的影響評価が問題です。 周辺地域の薮川、宮古岩泉、有芸、川井に風発、太陽光の既設、計画があり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等にイヌワシの生息が確認されている。メガソーラーは、イヌワシ狩場の消失、風発はイヌワシのバードストライクが問題です。送電塔や送電線も、猛禽類や渡り鳥のバードストライクの要因です。複数の計画が乱立すると、野鳥など生物に大きな影響がでます。ほぼ県内すべての牧野に再生エネ計画がある現状では、イヌワシの行き場がありません。 累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発、メガソーラーの環境影響評価は行政が公正に判断すべきです。センシティビティマップは、機能しておらず疑問です。	計画されている他事業者の事業計画については、10km 以上の離隔があるため、現段階では累積的影響としては、想定しておりません。
24	6.電力の需給予測と節電対策 今年 2023 年夏の記録的な猛暑でも電力は逼迫しなかった。国内の電力の自給率は低いと言われるが、現実的ではないと感じる。国は国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電など再生エネ計画を推進しているように感じる。狭い国土の日本では、風力発電設備は、地域の環境に与える影響が大きい。東京都が新規建物へのソーラー設置の義務付けは、時代の流れとして納得します。国は原発の再稼働や新規原発開発を表明。企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規火力発電の稼働、今後の新規火力の稼働予	国、自治体のエネルギー政策については、一事業者として論評できる立場にはございませんが、「第7次エネルギー基本計画」では、「2040 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 73%削減する」、「太陽光や風力などの再エネを『最大の電源』と位置づけ、次世代エネルギー（水素・アンモニア等）の利用拡大を進める。」としていることから、本事業も国のエネルギー政策に合致し、また、岩手県の方針にも合致するものであると考えております。また、同時に地域の活性化に貢献するものとなると確信しております。

	定報道など混乱している。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、木質バイオマス発電、メガソーラー、風力発電も県内各地で計画が日白押しで、岩手にこれ以上の電力が必用なのか疑問です。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、ＳＤＧｓの推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進するべきです。	
25	7.合同会社は問題です。 再生エネルギー事業は、稼働時には合同会社に変更のケースが多く問題です。 この計画には、合同会社への変更はないのか?	本事業会社は、合同会社ではありません。今後の開発についても、弊社が中心になって開発を進めてまいります。
26	8.適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。 方法書では、猛禽類調査、渡り鳥調査は月当たり３日連続の調査を短く、他の調査も調査項目も多く十分な調査はできないと思われる。一日当たり調査時間は午前 8 時から 16 時と年間ほぼ同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動するが有効な調査は期待できません。イヌワシの餌資源調査は、ノウサギの糞粒調査のみで、現状ではイヌワシは餌不足であるので、餌資源分析にはいつも疑問がある。	渡り鳥調査としては、日の出前後及び日没前後についても考慮し、調査を実施いたしました。現地調査結果を踏まえ、予測・評価を実施いたしました。生態系上位性注目種としてはクマタカを選定し、餌資源となるノウサギについても生態系において推定しております。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」、「第 8 章 8.1.6 生態系」に記載いたしました。**
27	9.専門家の意見 資料には、専門家の意見も掲載されている。『イヌワシが常時利用することは考えにくい』との記載は疑問です。専門家の意見は、大変重要で事業の可否判断材料となります。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。専門家は、イヌワシ保護を優先し、公正中立な環境影響評価をよろしくお願いします。	個人情報保護の観点から、専門家の氏名等は匿名としております。

4.2 方法書についての知事意見及び事業者の見解

4.2.1方法書についての岩手県知事意見及び事業者の見解

方法書に対する岩手県知事意見と事業者の見解は表 4.2-1 のとおりである。

表 4.2-1(1)　方法書に対する岩手県知事意見と事業者の見解

岩手県知事意見	事業者の見解
1 総括的事項 (1)保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、検討に当たっては保安林を除外すること。	対象事業実施区域は、概ね北側一部分が水源かん養保安林に指定されておりますが、法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮する事業計画を検討いたしました。民有林の保安林内での事業計画では、土木造成計画への見直しを行い、自然環境への影響低減のため、改変が生じない箇所を対象事業実施区域から除外いたしました。今後も関係部局との事前の協議を行いつつ、保安林活用を最小限となるよう十分配慮いたします。
(2)イヌワシは、生息環境が減少するなど絶滅のおそれのある野生動物であることから、検討に当たってはイヌワシの重要な生息地を除外すること。	イヌワシを含め猛禽類調査を 2023 年 9 月から 2025 年 8 月迄で実施し、イヌワシにおいては、さらに約 1 か年の追加調査を継続しており、それに加えて、広域常時観察用カメラによるモニタリング調査を 2024 年 5 月から 2025 年 11 月まで実施してまいりました。その結果、風力発電設備設置場所付近において、イヌワシの営巣や採餌行動などは確認されておりませんが、今までに公開された情報と最新の調査データを踏まえ、特にイヌワシの生息への影響が最小限となるよう、風力発電機設置場所の改変を極力小面積化するとともに、ヤードが餌場とならない対策を検討し、県内外の有識者の意見を頂きながら、バードストライク対策や新たな技術（IT 技術や AI 技術他）を活用し、イヌワシ等と人の生活が共存できる計画としてまいります。
(3)鳥獣保護区は鳥獣の保護のため重要な区域であることから、検討に当たっては立地による環境影響を回避又は極力低減すること。	方法書時点の対象事業実施区域では、南東端の領域が宮古市区界高原鳥獣保護区となっていますが、準備書における対象事業実施区域ではこの区域を除外しました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 2 章 2.1.2 環境影響評価方法書以降の対象事業実施区域の変更の理由」に記載いたしました。**
(4)自然環境保全地域は、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて、当該自然環境を保全するために特に必要なものとして指定されるものであることから、検討に当たっては当該地域における自然環境における影響を回避又は極力低減すること。	対象事業実施区域南側半分が区界高原自然環境保全地域に重複しておりますが、改変区域（風車組立ヤード、工事用・管理用道路）は概ね尾根上の風力発電機列に沿った区域となり、環境保全地域との重複する区域は極力少なくし、環境影響を回避又は極力低減することに努めました。
(5)岩手県自然環境保全指針（平成 11 年３月策定、令和３年３月改定）で定める「優れた自然」評価図における保全区分を確認し、保全区分ごとの保全方向によること。	対象事業実施区域には、岩手県自然環境保全指針で定める保全区分 B 及び C が含まれておりますが、同指針で掲げる保全目標及び保全方向を十分考慮の上、改変区域の設定においては、自然環境の保全に配慮した計画といたしました。
(6)事業計画の検討を進めるに当たっては、事業性の検討が、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先されることがないようにすること。	事業計画を進めるにあたっては、事業性の検討が各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先することがないよう留意いたしました。
(7)環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。	環境影響の予測においては、専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いることとしました。その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討いたします。
(8)稼働中の風力発電所及び他事業者が計画している風力発電事業の累積的 な環境影響が懸念されることから、他事業者の環境影響評価に関するデータ、特に猛	本事業と稼働中の風力発電所及び他事業者が計画している風力発電事業との累積的な環境影響の予測については、他事業者との調整及び情報収集に努め、他事

禽類に関するデータに関しそれらの事業者との調整及び情報収集を行い、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。また、当該事業者との調整及び情報収集の経過と結果を、準備書において適切に記載すること。 なお、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。	業の計画が公に明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施し、準備書において適切に記載いたします。また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ります。
2 個別的事項 (1) 大気環境 ア　工事用資材等の搬出入に係る騒音は、車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測・評価すること。	騒音調査、予測及び評価地点につきましては、現地の道路形状、勾配等の地形的条件も考慮しつつ、車両から放出される音響エネルギーの大きさを踏まえ、道路の勾配があり、住宅が集中している箇所（飛鳥地区、区界地区）を代表する 2 地点を設定いたしました。 **【準備書での対応】** **準備書「第 8 章 8.1.1 大気環境に示しました。**
イ　騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている環境基準値の中で最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。	騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている環境基準値の中で最も厳しい基準値の地域類型を当てはめました。 **【準備書での対応】** **準備書「第 8 章 8.1.1 大気環境に示しました。**
ウ　風車の騒音による健康影響について十分な科学的知見が得られていないことを踏まえ、予防原則にしたがい住民等に十分な説明を行うこと。なお、説明の際は、特に夜間の睡眠の際の影響について説明を行うこと。	騒音による健康影響について、地域住民の方々へは十分な説明を尽くし、ご理解頂けるよう努力いたします。また、夜間の睡眠の影響等についても知見を集め、説明いたします。
(2) 水環境 ア　水質に係る調査地点については、事業による影響が特に大きくなるおそれがある地点や、他の特定の汚染源による影響の少ない地点など、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に設定すること。また、魚類、底生動物の調査においても、可能な限り同じ調査地点とすること。	水質調査地点については、方法書に示しました水質調査地点から見直しを行いました。対象事業実施区域からの降雨流出を明確に捉えるため、水質⑤をより上流に移動しました。水質⑥は若干上流に移動して、栃沢からの流入を分離しました。また新たに水質⑦を新設し、栃沢のみの流入地点としました。 魚類、底生動物の調査においても、同じ調査地点といたしました。 **【準備書での対応】** **準備書「第 6 章 6.2.1 調査、予測及び評価の手法」に水質調査地点の変更理由、調査地点図を示しました。**
イ　対象事業実施区域周辺には、盛岡市及び宮古市が指定している水道水源保護区域が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。また、事業に伴う水道水源への影響について当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。	盛岡市及び宮古市の水道水源保護区域については、自治体に具体的位置をヒアリングにて確認の上、水道水源への影響について予測及び評価を実施いたしました。また、今後事業に伴う水道水源への影響について当該水源を利用する水道事業者と十分に協議いたします。 **【準備書での対応】** **準備書「第 3 章 3.2 社会的状況　3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況」に「水道水源保護地区」を図示しました。また、「第 8 章　8.1.2 水環境　1.水質（水の濁り）」に予測結果を記述しました。**

表 4.2-1(2)　方法書に対する岩手県知事意見と事業者の見解

岩手県知事意見	事業者の見解
(3) 動物、植物及び生態系 ア　評価に当たっては、当該地域の自然環境保全上の重要度を踏まえ、環境影響評価の過程で検討される幅広い環境保全措置に係る複数の案を比較検討し、当該地域全体としての環境影響の回避・低減に向け、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうか検討すること。その際、土地改変の程度による生息・生育地の分布の変化のみならず、植生や光、風、水分条件等の変化による生息・生育環境の質的変化が重要種等に与える影響を考慮すること。	評価に当たっては、当該地域の自然環境保全上の重要度を踏まえ、適切な現地調査を行った上で、環境影響評価の過程で検討される幅広い環境保全措置を検討し、当該地域全体としての環境影響の回避・低減に向け、実行可能なより良い技術が取り入れられるよう検討いたします。 また、その際は、土地改変の程度による生息・生育地の分布の変化のみならず、植生等の変化による生息・生育環境の重要種等に与える影響を考慮いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
イ　コウモリ類の音声モニタリング調査においては、ブレード下端までの高さを考慮した位置にマイクを設置するよう検討すること。	方法書記載のとおり、風況観測塔を利用し集音マイクを 50m 付近に設置いたしました。ブレード下端までの高さを考慮した位置にマイクを設置し、調査を実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
ウ　本県において平成 20 年９月に国内初のバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、今後再び同様の事案を発生させないようにするため、調査、予測及び評価に当たっては、以下に留意すること。 (ｱ) 調査期間は、イヌワシの行動を明らかにし、適切な保全措置を検討するため、繁殖が成功した１シーズンを含む２シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたって、少なくとも２年以上実施すること。	調査期間は、イヌワシの飛来する可能性を考慮し、2 年間の調査を実施いたしました。また、モニタリングカメラを設置し常時観察ができる体制とし、1 年以上の調査を実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
(ｲ) 調査地点は、調査地点からの視野範囲の状況を確認の上、季節によってイヌワシの行動形態が異なっていることを踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における個体の飛行軌跡及び行動等を明らかにできるように適切に設定すること。なお、冬場の調査は、イヌワシが警戒することにより調査結果に影響を与えるため、スノーモービル等は使用しないこと。	調査地点は方法書で提示した地点も含め、出現状況や現地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺における個体の飛行軌跡及び行動等を明らかにできるように状況に応じて変更し、適切に設定いたしました。また、冬季調査については、スノーモービルの使用はせず、調査員の安全を確保した上で、調査を実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
(ｳ) イヌワシの調査に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月環境省自然環境局野生生物課）に記載の調査を参考に、地元の専門家の意見を踏まえ進めること。	調査にあたっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月環境省自然環境局野生生物課）に記載の調査を参考に実施いたしました。また、知事意見を踏まえイヌワシの飛来する可能性を考慮し 2 年間の調査とし、必要に応じて専門家等の意見聴取に努めました。
エ 夜間及び早朝の鳥類調査において、複数台の録音機を用いたタイマー録音調査を実施すること。	夜間及び早朝の鳥類調査においては、複数台の録音機を用いた IC レコーダーによる録音調査を、実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
オ 魚類の調査は、春季及び夏季だけでなく、対象とする種の特性、生活史、生息場所、餌場等の観点を踏まえ、秋季にも実施すること。	魚類の調査は秋季についても実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**
カ 希少な動植物や自然度が高い植生について、道路工事を含む工事による改変や環境の変化による影響が懸念されることから、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施すること。	希少な動植物や自然度が高い植生について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施いたしました。 **【準備書における対応】** **準備書「第 8 章 8.1.4 動物」に示しました。**

表 4.2-1(3)　方法書に対する岩手県知事意見と事業者の見解

岩手県知事意見	事業者の見解
(4) 景観 対象事業実施区域周辺は、自然を楽しむ多くの人が集うエリアとなっている。兜明神、岩神山及び見晴山から眺望される周囲の主要の山、丘陵は重要な景観資源であり、また、周囲の主要な山から兜明神などへの眺望も同様に重要な景観資源である。そのため、以下の事項を踏まえ、眺望景観への影響を広範囲に調査、予測及び評価すること。	主要な眺望点を適切に設定し、調査、予測及び評価を実施いたしました。 **【準備書での対応】** **「第 8 章 1.7 景観」に示しました。**
ア　主要な眺望点について、対象事業実施区域及びその周囲に限らず、眺望利用されている又はその可能性のある全ての地点を抽出し、風力発電施設が視認される可能性があるか確認すること。その際、車道、鉄道の路線沿いについても、眺望利用のための施設がある地点、停止しての眺望利用が生じる可能性のある地点、その他眺望が良好な区間等を確認の対象とすること。	対象事業実施区域及びその周囲に限らず、風力発電機が垂直視野角 1 度以上で視認される可能性がある範囲を目安とし、眺望利用されている又はその可能性がある地点を主要な眺望点として抽出、現地調査において風力発電機の視認性について確認の上、予測いたしました。その際、車道及び鉄道の路線沿いについても確認し、停止して眺望利用が生じる可能性がある地点として「⑩区界駅」及び「⑪落合橋」を主要な眺望点とし追加いたしました。 **【準備書での対応】** **「第 6 章 1.7 景観」及び「第 8 章 1.7 景観」に示しました。**
イ　視認される可能性のある眺望点の現地確認により、眺望利用が生じている場の状況や利用の状況を調査するとともに、当該眺望点からの眺望特性として、眺望範囲、主眺望方向、眺望対象及び眺望構成要素等を把握すること。その際、利用の多寡にかかわらず、季節の変化の状況に応じて複数の季節を対象に調査・把握することが必要な場合があることに留意すること。また、巨大かつ垂直な人工物は視線を誘導する傾向があることを踏まえ、眺望点ごとの眺望特性に応じ、60°より広い水平画角の視野角で検討すること。	可視領域図を踏まえ、風力発電機が視認される可能性のある眺望点の現地確認を行い、眺望利用が生じている場の状況や利用の状況を調査するとともに、当該眺望点からの眺望範囲、主眺望方向、眺望対象等を把握いたしました。 現地調査においては、繁茂期及び落葉期において現地調査を実施し、季節による眺望景観の変化について把握し、適切な季節の調査結果において予測及び評価を実施いたしました。また、眺望点ごとの眺望特性に応じ、60°より広い水平画角の視野角で予測も検討し、実施いたしました。 **【準備書での対応】** **「第 8 章 1.7 景観」に示しました。**
ウ　その上で、眺望点からの風力発電施設の視認程度や眺望に与える支障の 程度を把握し、重大な影響が生じる場合は、事業計画を見直すこと。重大な支障は生じないものの、支障が生じる可能性のある眺望景観については、眺望保全のための措置を検討し、当該措置を講じた上で生じる眺望景観の変化を、眺望点ごとの眺望特性に応じた適切な水平画角によるフォトモンタージュで予測し、保全措置の妥当性を確認すること。	ご指摘も踏まえ、「①岩神山」、「③兜明神岳」、「④区界高原」及び「⑥源治橋」について、展望を得られた方向を踏まえたフォトモンタージュによる予測を実施いたしました。当該地域の特性を把握した上で、適切な環境保全措置を講じ、眺望景観への影響を回避または極力低減するよう努めました。 **【準備書での対応】** **「第 8 章 1.7 景観」に示しました。**
(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場に与える騒音の影響について、工事用資材等の搬出入だけでなく、施設の稼働時についても、調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、騒音に係る環境基準を用いることなく、それぞれの場で求められる静けさが確保されるか否かの観点で行うこと。 以上の個別的事項について、検討の経緯及び結果を準備書に適切に記載すること。	対象事業実施区域の周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、適切に調査するとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響について予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行いました。 **【準備書での対応】** **「第 8 章　8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に示しました。**
3 関係地方公共団体からの意見 対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。	関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見についても、内容に十分留意するとともに、適切に対応いたしました。